

境港市フリースクール等利用料助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市フリースクール等利用料助成事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、境港市補助金等交付規則(昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市内在住の義務教育段階にある児童生徒が「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠し、鳥取県教育委員会より「出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている学校以外の施設(以下「フリースクール」という。)又は教育支援センターに通う場合の経費に対する支援を行い、親権者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を行う者(以下「保護者等」という。)の負担軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1項に定める事業について、別表第2項に定める者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表第3項に定める補助対象経費とし、同表第4項に掲げる額を限度とする。

(交付申請)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者は、境港市フリースクール等利用料助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に補助対象経費の支払い状況が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 本補助金は、フリースクール又は教育支援センターに通所した時期が4月から7月までの期間については8月15日までに、8月から11月までの期間については12月15日までに、12月から翌年3月までの期間については3月末までに交付申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、境港市フリースクール等利用料助成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査等の結果により補助金等を交付することが不適当と認めたときは、境港市フリースクール等利用料助成事業補助金交付却下通知書(様式第2号の2)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 本補助金の交付決定を受けた者は、境港市フリースクール等利用料助成事業補助金交付請求書(様式第3号)に、前条第1項の規定による交付決定通知書の写しを添えて、補助金を請求するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第9条の実績報告書の提出は、要しないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行し、令和6年9月1日以後の利用から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年5月1日から施行し、令和7年4月1日以後の利用から適用する。

(経過措置)

令和6年度にフリースクール又は教育支援センターを利用し、かつ本市において補助した児童生徒のうち、令和7年度においても引き続き同じフリースクール又は教育支援センターを利用する者については、授業料（定期的に支払う定額分）の補助上限額が1人あたり月額13,200円を下回る場合にあっては、令和7年度の補助上限額を1人あたり月額13,200円とする。ただし、授業料が13,200円を下回る場合は、授業料を上限とする。

別表（第3条関係）

1 補助事業	義務教育段階にある児童生徒のフリースクール又は教育支援センターへの通所
2 補助対象者	フリースクール又は教育支援センターに通所する児童生徒の保護者等であって、次の各号のいずれにも該当する者 (1) 児童生徒及び保護者等が境港市に住所を有すること。 (2) 境港市税に滞納がないこと。 (3) その他対象経費の補助を別に受けていないこと。
3 補助対象経費	義務教育学校段階にある児童生徒がフリースクール又は教育支援センターに通所するために、保護者等が負担する次に掲げる経費 (1) 授業料（定期的にフリースクール等に支払うこととされている定額の経費を言い、入所費は含まない。） (2) 通所に係る交通費（公共交通機関に限る。） (3) 実習費
4 上限額	【授業料（定期的に支払う定額分）】 1人あたり月額20,000円又はフリースクール又は教育支援センターの授業料月額 $\frac{2}{3}$ （百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）のいずれか低い額。 【交通費・実習費】 小学生1人あたり 月額 3,000円 中学生1人あたり 月額 6,000円